

東日本大震災における被災学生に対する
福島第一原子力発電所事故に係る特別措置要項

東日本大震災に係る本学の学生・大学院生で、『東日本大震災により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住して被災し、福島第一原子力発電所事故の被害を受けた被災者』（以下、「被災者」という。）について、その被害状況に鑑み、次の措置を、平成 23 年度春学期に限り特別に講じる。

授業料等の減免措置について

- (1) 「福島第一原子力発電所から半径 30 km 圏内に居住する被災者」については、「家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者」に相当するものとして、授業料等の平成 23 年度春学期分を全額減免する。
- (2) 諸費についても同様に減免する。
- (3) 申請手続等は「授業料等の減免措置要項」による。

修学支援助成金について

- (1) 「福島第一原子力発電所から半径 30 km 圏内に居住する被災者」については、「家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者」に相当するものとして、修学支援助成金 3 6 万円を給付する。
- (2) 「 - (1) 以外の福島県に居住する被災者」については、「家屋の一部損壊などの被災者」に相当するものとして、修学支援助成金 1 2 万円を給付する。
- (3) 申請手続等は『「修学支援助成金」及び「植田特別奨励金」特別措置要項』による。

植田特別奨励金

- (1) 「福島第一原子力発電所から半径 30 km 圏内に居住する被災者」については、「家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者」に相当するものとして、植田特別奨励金 2 4 万円を給付する。
- (2) 「 - (1) 以外の福島県に居住する被災者」については、「家屋の一部損壊などの被災者」に相当するものとして、植田特別奨励金 6 万円を給付する。
- (3) 申請手続等は『「修学支援助成金」及び「植田特別奨励金」特別措置要項』による。

その他

- (1) - (1) - (1) 及び - (1) については、国が公表する方針にそって見直すものとする。

以 上